

議会運営委員会

日 時 平成 2 6 年 2 月 2 7 日 (木) 午前 1 0 時 ~
場 所 第 3 委員会室

1 検討事項

(1) 市民意見聴取

(2) 報酬審議会諮問

2 論点整理について
別紙

3 調査

(1) 資料

(2) 他市議会検討事例視察

(3) 参考人意見聴取

4 その他

報酬検討表(イメージ)

論点		改正案			議論概要
		・・・	(現行)	・・・	
人材・生活	生活を保障できるか (30～40代)				
	議会のあるべき姿に必要な人材を確保できるか				
議会活動	議員活動に見合うものか				
対価	……の対価としてどうか				
職員比較	職員と比較して妥当か				

○ 亀岡市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、亀岡市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は亀岡市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画管理部において処理する。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。